平成26年3月20日条例第2号

恵那市総合計画条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、本市の総合計画に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画を総称するものをいう。
 - (2) 基本構想 まちづくりの基本理念並びに将来都市像とその実現に向けた基本目標及びその方向性を示すものをいう。
 - (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の体系及びその方針を示す ものをいう。
 - (4) 実施計画 基本計画で示される方針を計画的かつ効果的に実施していくための具体的な事業を示すものをいう。

(策定方針)

- 第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の最上位の計画として、行財政における総合的な見地から総合計画を策定するものとする。
- 2 市長は、適切な計画期間を設定し、その時々の地域の実情、社会情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するよう総合計画を策定するものとする。

(市政運営の基本方針)

- 第4条 市は、その事務を処理するに当たっては、総合計画に即して行うものとする。
- 2 市が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たって は、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画審議会)

第5条 市長の附属機関として、恵那市総合計画審議会(以下「審議会」とい

う。) を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定その他その実施に関する基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。
- 3 審議会は、市長が委嘱する委員30人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、 規則で定める。

(審議会への諮問)

第6条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、審議会に諮問するものとする。

(意見の聴取)

第7条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、市民 等から意見を聴くものとする。

(議会の議決)

第8条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第9条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(策定後の処置)

第10条 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置 を講ずるほか、その実施状況について、適宜公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、総合計画について必要な事項は、市長 が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 (恵那市総合計画審議会条例の廃止)
- 2 恵那市総合計画審議会条例(平成17年恵那市条例第13号)は、廃止する。 (経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に策定されている恵那市総合計画は、この条例の規 定により策定された総合計画とみなす。

恵那市総合計画審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、恵那市総合計画条例第5条第5項(平成26年恵那市条例 第2号)の規定に基づき、恵那市総合計画審議会(以下「審議会」という。) の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

- 第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市民を代表する者
 - (3) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

- 第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、市 長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、 意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めること ができる。

(部会)

第5条 会長は、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ審議会に部会 を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。 (庶務)
- 第6条 審議会の庶務は、まちづくり企画部企画課において処理する。 (委任)
- 第7条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が 定める。

附則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。 附 則 (平成28年11月22日規則第73号)
- この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成29年3月23日規則第19号抄) (施行期日)
- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

恵那市総合計画策定本部設置規程

(設置)

第1条 恵那市総合計画(以下「総合計画」という。)の素案策定を補佐する ため、恵那市総合計画策定本部(以下「策定本部」という。)を設置する。 (所掌事務)

第2条 策定本部は、総合計画の企画、調査、研究、資料の収集等を行い、総合計画審議会等と連携する。

(組織)

- 第3条 策定本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。
- 2 本部長は副市長を、副本部長は教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、本部長が指定する職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、会務を総理し、本部会を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 本部長は、必要に応じて策定本部を招集し、会務を主宰する。
- 2 策定本部の会議は、調査、研究又は処理する事項に応じ、関係構成員のみの出席を求めて開くことができる。

(プロジェクトチームへの指示)

第5条 本部長は、別に定める恵那市総合計画プロジェクトチームの総括者に、 総合計画の策定に関する調査及び研究を指示することができる。

(庶務)

第6条 策定本部の庶務は、まちづくり企画部企画課において処理する。 (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、策定本部に必要な事項は、本部長が定

める。

一部改正〔平成26年総務18724号〕

附則

この規程は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日総務第1176063号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日総務第18724号)

(施行期日)

1 この決裁は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この決裁による改正前の各決裁の収入役に係る規定(収入役に関する部分に限る。)は、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により収入役が在職する間は適用せず、この決裁による改正後の決裁の規定にかかわらず、なお改正前の決裁の収入役に係る規定はその効力を有するものとする。

附 則 (平成26年4月1日総務第18724号)

この決裁は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日総務第24292号)

この決裁は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日総務第23819号)

この決裁は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月26日決裁ま企第90号)

この決裁は、決裁の日から施行する。

恵那市総合計画策定プロジェクトチーム設置規程

(設置)

第1条 この規程は、恵那市総合計画策定プロジェクトチームの設置に関し、 恵那市プロジェクトチーム設置基準規則第4条の規定に基づき、必要な事項を 定めることを目的とする。

(名称)

第2条 名称は、恵那市総合計画策定プロジェクトチーム(以下「チーム」という。)とする。

(任務)

第3条 チームの任務は、恵那市総合計画の策定に関することとする。 (構成)

- 第4条 チームは総括者、副総括者及び職員(以下「構成員」という。)40人 以内をもって充てる。
- 2 構成員は、市長が任命する。
- 3 構成員の任期は、恵那市総合計画の策定が終了するまでとする。
- 4 チームの総括者、副総括者は、まちづくり企画部企画課から任命された構成員をもって充てる。
- 5 構成員の所属は任命前の所属に置くものとする。 (会議)
- 第5条 会議は必要に応じて総括者が招集する。
- 2 総括者は、事務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副総括者は、総括者を補佐し、委員長に事故あるとき又は総括者が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務等)

第6条 チームに必要な庶務は、まちづくり企画部企画課において行う。 (関係課等の協力)

第7条 チームは、第3条に掲げる任務を遂行するために必要があると認めるときは、関係課等の長に対し、資料の提出、説明又はその他必要な協力を求め

ることができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、チームに関し必要な事項は、総括者が 定める。

附則

- この規程は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 (平成18年3月28日総務第1176063号)
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。 附 則 (平成21年5月15日企画第2125号)
- この決裁は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日総務第28772号)

- この決裁は、平成26年4月1日から施行する。 附 則 (平成28年3月22日総務第24292号)
- この決裁は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 (平成29年3月23日総務第23819号)
- この決裁は、平成29年4月1日から施行する。

恵那市総合計画策定部会設置規程

(設置)

第1条 この規程は、市政を総合的かつ計画的に運営していくための指針となる恵那市総合計画素案を市民との協働により創り上げるため、恵那市総合計画 策定部会(以下「策定部会」という。)を設置する。

(名称等)

- 第2条 策定部会の名称及び所掌事務は、総合計画審議会で定められたものとする。
- 2 策定部会は、恵那市総合計画素案を作り上げるためにそれぞれ必要な事項 を所掌する。

(組織)

- 第3条 策定部会は、次の者(以下「委員」という。)によって組織する。
 - (1) 恵那市総合計画策定プロジェクトチーム設置規程(平成17年2月25日決裁)第4条に定める構成員
 - (2) 恵那市総合計画審議会規則(平成26年恵那市規則第2号)第5条に定める部会の構成員
- 2 委員の任期は、恵那市総合計画の策定が終了するまでとする。 (部会長等)
- 第4条 策定部会に、それぞれ部会長及び副部会長を置く。
- 2 部会長及び副部会長は、委員の中から互選する。
- 3 部会長は、策定部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定部会の会議は、それぞれ部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 部会長は、必要と認めたときは関係者の出席を求め、意見を聴き又は

説明を受けることができる。

(庶務)

第7条 策定部会の庶務は、まちづくり企画部企画課において行う。 (雑則)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は部会長が別に定める。 附 則
 - この告示は、告示の日から施行する。 附 則 (平成26年3月31日告示第63号の2)
 - この告示は、平成26年4月1日から施行する。 附 則 (平成26年4月1日告示第66号)
 - この告示は、平成26年6月26日から施行する。 附 則 (平成28年3月28日告示第64号の3)
 - この告示は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 (平成29年3月23日告示第44号の1)
 - この告示は、平成29年4月1日から施行する。

恵那市附属機関等の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関等の会議(以下「会議」という。)を公開し、 その審議状況を市民に明らかにすることにより、会議の運営の透明性及び公正 性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公平公 正で開かれた市政の推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において附属機関等とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置された市長の附属機関
 - (2) 市民の意見及び有識者の専門的知見等の意見を聴取し、市の施策に反映 させることを目的として、規則、要綱等の規定に基づき設置された委員会、 協議会、審議会等

(会議の公開基準)

- 第3条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
 - (1) 法令又は条例の規定により、会議が非公開とされている場合
 - (2) 恵那市情報公開条例(平成16年恵那市条例第14号)第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議を行う場合
 - (3) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生じる場合 (公開又は非公開の決定)
- 第4条 会議の公開又は非公開(一部非公開を含む。以下同じ。)の決定は、 前条の基準に基づき、附属機関等の長が会議に諮って行うものとする。ただし、 附属機関等の長が選任されていない場合は、市長が会議の公開又は非公開の決 定を行うものとする。

2 前項の規定により、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかに しなければならない。

(会議開催の事前公表)

- 第5条 附属機関等は、前条第1項の規定により、会議の公開(一部非公開を含む。)を決定した場合、次に掲げる事項を会議の開催予定日の7日前までに、公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。
 - (1) 会議の名称
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 議題
 - (5) 傍聴定員
 - (6) 会議の傍聴に必要な手続等
 - (7) 公開又は非公開の別(非公開とする場合にあっては、その理由)
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、附属機関等が必要と認める事項
- 2 附属機関等は、前項の会議開催の事前公表をする場合は、市のウェブサイトへの掲載等の方法により、広く市民への周知に努めるものとする。

(会議の公開方法)

- 第6条 会議の公開は、会議に傍聴席及び必要に応じ記者席を設け、前条第1 項第6号の手続等をとった者(以下「傍聴者」という。)に会議の傍聴を認め ることにより行うものとする。
- 2 附属機関等は、公開する会議において、傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるものとする。
- 3 会議の傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順に傍聴者を 決定するものとする。ただし、附属機関等が必要と認めるときは、抽選により 傍聴者を決定することができる。

(会議の秩序維持)

第7条 附属機関等は、会議を公開する場合は、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴者に係る遵守事項を定め、当該会議場内の秩序の維持に努めなければならない。

(会議資料の配付)

第8条 附属機関等は、会議を公開する場合は、当該会議に付する会議資料を 傍聴者に配付するよう努めるものとする。ただし、配付が困難と認められる会 議資料については、当該会議の開催場所において傍聴人が閲覧できるようにす るものとする。

(会議録及び会議資料の公開)

- 第9条 附属機関等は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議の終了後、 速やかに次に掲げる事項を記載した会議録又は会議要旨(以下「会議録等」と いう。)を作成するものとする。
 - (1) 会議の名称
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 議題
 - (5) 公開又は非公開の別(非公開とした場合にあっては、その理由)
 - (6) 出席者
 - (7) 会議の内容
 - (8) 傍聴者の数
- 2 附属機関等は、会議を公開した場合、前項の会議録等及び会議資料を市のウェブサイトへの掲載等の方法により公表するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開に関し必要な 事項は、各附属機関等が定めるものとする。

附則

この告示は、平成31年1月1日から施行し、同日以後に開催が決定する附属機

関等の会議について適用する。